



発行 新潟県

**第 36 号**

平成29年5月12日

毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主 要 目 次

告 示

- 623 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定(障害福祉課)
- 624 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定更新(障害福祉課)
- 625 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則による指定自立支援医療機関の廃止届(障害福祉課)
- 626 保安林の指定解除(治山課)
- 627 土地改良区の定款変更認可(農地計画課)
- 628 土地改良区の定款変更認可(農地計画課)
- 629 土地改良区の定款変更認可(農地計画課)
- 630 県営土地改良事業計画の縦覧(農地計画課)
- 631 建設業法による許可の取消し(監理課)
- 632 建設業法による許可の取消し(監理課)
- 633 都市計画の図書の写しの縦覧(都市政策課)
- 634 都市計画の図書の写しの縦覧(都市政策課)
- 635 都市計画の図書の写しの縦覧(都市政策課)

公 告

- 予算の公表(財政課)
- 登録販売者試験の実施(医務薬事課)
- 大規模小売店舗の変更(商業・地場産業振興課)
- 一般競争入札の実施(警察本部会計課)

病院局公告

- 一般競争入札の実施(病院局総務課)
- 一般競争入札の実施(病院局総務課)

選挙管理委員会告示

- 23 政治団体の収支報告書の訂正報告(選挙管理委員会)

人事委員会公告

- 平成29年度新潟県職員採用試験(大学卒業程度)の実施(人事委員会事務局総務課)

正 誤

- 平成28年11月25日県報号外1新潟県選挙管理委員会告示第124号中(選挙管理委員会)



◎新潟県告示第623号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療)を次のとおり指定した。

平成29年5月12日

新潟県知事 米 山 隆 一

名称	所在地	担当する医療の種類	指定年月日
みゆき薬局	長岡市前田1丁目6番5号	育成医療・更生医療	平成29年4月1日
ことり薬局	長岡市琴平1丁目2番2号	育成医療・更生医療	平成29年4月1日
みなみ薬局	長岡市沢田1丁目1番3号	育成医療・更生医療	平成29年4月1日
いずみ薬局	長岡市西新町2丁目3番18号	育成医療・更生医療	平成29年4月1日
中沢薬局	長岡市美沢3丁目492番地2	育成医療・更生医療	平成29年5月1日
こうのす薬局	長岡市下々条町字鴻巣 2835番地1	育成医療・更生医療	平成29年5月1日

## ◎新潟県告示第624号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定を次のとおり更新した。

平成29年5月12日

新潟県知事 米 山 隆 一

名称	所在地	担当する医療の種類	更新年月日
にいがた調剤薬局 阿賀野	阿賀野市市野山192番地4	育成医療・更生医療	平成29年5月1日
くすのき調剤薬局	村上市新町9番88号	育成医療・更生医療	平成29年5月1日
坂町調剤薬局	村上市坂町3262-14	育成医療・更生医療	平成29年5月1日
クスリのアオキ五智薬局	上越市五智一丁目12番6号	育成医療・更生医療	平成29年5月1日
さかえ調剤薬局	三条市新堀1305-5	育成医療・更生医療	平成29年5月1日
かしわ薬局	柏崎市柳田町7番36号	育成医療・更生医療	平成29年5月1日

さくら薬局	柏崎市北半田 2丁目7番24号	育成医療・更生医療	平成29年5月1日
中央メディカル健康薬局	柏崎市北半田 2丁目13番8号	育成医療・更生医療	平成29年5月1日
大手町薬局	上越市大手町6番3号	育成医療・更生医療	平成29年5月1日
ほりのうち薬局	魚沼市堀之内4296-10	育成医療・更生医療	平成29年5月1日

## ◎新潟県告示第625号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）第63条の規定により、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成29年5月12日

新潟県知事 米山 隆一

名称	住所	担当する医療の種類	廃止年月日
エム・ケイ薬局 ほんちょう店	小千谷市本町 1丁目13番32号	育成医療・更生医療	平成29年3月31日
エム・ケイ薬局 おぢや店	小千谷市城内 4丁目1番38号	育成医療・更生医療	平成29年3月31日
メッツやすらぎ薬局	小千谷市本町 1丁目13番地33	育成医療・更生医療	平成29年3月31日
みゆき薬局	長岡市前田 1丁目6番5号	育成医療・更生医療	平成29年3月31日
いずみ薬局	長岡市西新町 2丁目3番18号	育成医療・更生医療	平成29年3月31日
みなみ薬局	長岡市沢田 1丁目1番3号	育成医療・更生医療	平成29年3月31日
ことり薬局	長岡市琴平 1丁目2番2号	育成医療・更生医療	平成29年3月31日

## ◎新潟県告示第626号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。

平成29年5月12日

新潟県知事 米 山 隆 一

- 1 解除に係る保安林の所在場所  
新潟県佐渡市下相川1の7
- 2 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由  
道路用地とするため

---

#### ◎新潟県告示第627号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、新発田市の新発田土地改良区の定款の変更を平成29年4月28日認可した。

平成29年5月12日

新潟県新発田地域振興局長

---

#### ◎新潟県告示第628号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、小千谷市の小千谷西南土地改良区の定款の変更を平成29年5月1日認可した。

平成29年5月12日

新潟県長岡地域振興局長

---

#### ◎新潟県告示第629号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、南魚沼市の南魚沼土地改良区の定款の変更を平成29年5月1日認可した。

平成29年5月12日

新潟県南魚沼地域振興局長

---

#### ◎新潟県告示第630号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、南魚沼市の一部を受益地域とする県営宇田沢沿岸地区農業用排水施設整備（特定農業用管水路等特別対策）事業計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成29年5月12日

新潟県知事 米 山 隆 一

- 1 縦覧に供する書類の名称  
県営土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧に供する期間  
平成29年5月15日から平成29年6月9日まで
- 3 縦覧に供する場所  
南魚沼市役所
- 4 その他

(1) 審査請求について

この土地改良事業計画の策定について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内（以下「不服申立期間」という。）に、知事に対して審査請求をすることができる。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合がある。

(2) 土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えについて

ア この土地改良事業計画の策定については、上記(1)の審査請求のほか、この土地改良事業計画の策定を知った日（告示日）の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として（訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。）、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することができる。

イ また、上記(1)の審査請求をした場合には、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えは、その審査

請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。  
ウ ただし、上記イの期間が経過する前に、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することができなくなる。  
なお、正当な理由があるときは、上記ア（審査請求をした場合にはイ）の期間や審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

---

**◎新潟県告示第631号**

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により次のとおり許可を取り消した。

平成29年5月12日

新潟県知事 米 山 隆 一

- 1 処分をした年月日 平成29年3月6日
- 2 被処分者の商号、代表者の氏名  
大幸建設株式会社  
小林 利夫
- 3 主たる営業所の所在地  
長岡市栃尾本町7番18号
- 4 許可番号 新潟県知事許可（般-25）第6310号
- 5 処分の内容 さく井工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し
- 6 処分の原因となった事実  
平成29年3月6日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

- 
- 1 処分をした年月日 平成29年3月13日
  - 2 被処分者の商号、代表者の氏名  
有限会社雄志建設  
草間 浩司
  - 3 主たる営業所の所在地  
上越市大字戸野目744番地1
  - 4 許可番号 新潟県知事許可（般-24）第41111号
  - 5 処分の内容 石工事業、鋼構造物工事業、しゅんせつ工事業、水道施設工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し
  - 6 処分の原因となった事実  
平成29年3月13日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

- 
- 1 処分をした年月日 平成29年3月15日
  - 2 被処分者の商号、代表者の氏名  
株式会社西村組  
西村 文雄
  - 3 主たる営業所の所在地  
加茂市大字後須田1250番地1
  - 4 許可番号 新潟県知事許可（般特-26）第5773号
  - 5 処分の内容 建築工事業に係る特定建設業の許可の一部取消し
  - 6 処分の原因となった事実  
平成29年3月15日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
-

- 
- 1 処分をした年月日 平成29年3月21日
  - 2 被処分者の商号、代表者の氏名  
紫雲寺架設  
菊地 利彦
  - 3 主たる営業所の所在地  
新発田市人橋58-1
  - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-27)第40688号
  - 5 処分の内容 とび・土工工事業、鋼構造物工事業に係る一般建設業の許可の取消し
  - 6 処分の原因となった事実  
平成29年3月21日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
- 

- 1 処分をした年月日 平成29年3月21日
  - 2 被処分者の商号、代表者の氏名  
小島建設  
小島 順二
  - 3 主たる営業所の所在地  
新潟市東区松崎2丁目25番36号
  - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-25)第44423号
  - 5 処分の内容 建築工事業に係る一般建設業の許可の取消し
  - 6 処分の原因となった事実  
平成29年3月21日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
- 

- 1 処分をした年月日 平成29年3月30日
  - 2 被処分者の商号、代表者の氏名  
株式会社敬和建设  
有田 譲
  - 3 主たる営業所の所在地  
新潟市北区島見町2049番地
  - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-24)第22559号
  - 5 処分の内容 建築工事業、大工工事業、内装仕上工事業に係る一般建設業の許可の取消し
  - 6 処分の原因となった事実  
平成29年3月30日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
- 

- 1 処分をした年月日 平成29年4月4日
  - 2 被処分者の商号、代表者の氏名  
豊田工務店  
豊田 シゲ子
  - 3 主たる営業所の所在地  
南魚沼市六日町45番乙1
  - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-27)第8667号
  - 5 処分の内容 建築工事業、大工工事業に係る一般建設業の許可の取消し
  - 6 処分の原因となった事実  
平成29年4月4日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
-

- 
- 1 処分をした年月日 平成29年4月5日
  - 2 被処分者の商号、代表者の氏名  
松造園  
長谷川 岩吉
  - 3 主たる営業所の所在地  
三条市四日町24番3-3号
  - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-27)第21045号
  - 5 処分の内容 造園工事業に係る一般建設業の許可の取消し
  - 6 処分の原因となった事実  
平成29年4月5日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
- 

- 1 処分をした年月日 平成29年3月30日
  - 2 被処分者の商号、代表者の氏名  
株式会社中村タイル工業  
中村 達男
  - 3 主たる営業所の所在地  
村上市下相川768番地3
  - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-25)第20818号
  - 5 処分の内容 左官工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し
  - 6 処分の原因となった事実  
平成29年3月30日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
- 

- 1 処分をした年月日 平成29年4月7日
  - 2 被処分者の商号、代表者の氏名  
有限会社森工業  
森 和広
  - 3 主たる営業所の所在地  
糸魚川市須沢159-6
  - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-25)第43112号
  - 5 処分の内容 鋼構造物工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し
  - 6 処分の原因となった事実  
平成29年4月6日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
- 

- 1 処分をした年月日 平成29年4月12日
  - 2 被処分者の商号、代表者の氏名  
有限会社斎藤板金店  
斎藤 正幸
  - 3 主たる営業所の所在地  
胎内市坂井2043-1
  - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-24)第42728号
  - 5 処分の内容 屋根工事業、板金工事業に係る一般建設業の許可の取消し
  - 6 処分の原因となった事実
-

平成29年4月12日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

- 
- 1 処分をした年月日 平成29年4月7日
  - 2 被処分者の商号、代表者の氏名  
雪井電設  
雪井 忠彦
  - 3 主たる営業所の所在地  
新発田市佐々木2592番地1
  - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-24)第41616号
  - 5 処分の内容 電気工事業に係る一般建設業の許可の取消し
  - 6 処分の原因となった事実  
平成29年4月7日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

- 
- 1 処分をした年月日 平成29年4月11日
  - 2 被処分者の商号、代表者の氏名  
有限会社セイワ  
青柳 滝子
  - 3 主たる営業所の所在地  
長岡市東川口1903番1
  - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-24)第38748号
  - 5 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、舗装工事業に係る一般建設業の許可の取消し
  - 6 処分の原因となった事実  
平成29年4月11日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

- 
- 1 処分をした年月日 平成29年4月3日
  - 2 被処分者の商号、代表者の氏名  
ニッカ興産株式会社  
斎藤 司
  - 3 主たる営業所の所在地  
糸魚川市大字田海12番地1
  - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-24)第11238号
  - 5 処分の内容 とび・土工工事業、造園工事業に係る一般建設業の許可の取消し
  - 6 処分の原因となった事実  
平成29年4月3日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

- 
- 1 処分をした年月日 平成29年4月10日
  - 2 被処分者の商号、代表者の氏名  
山岳土建株式会社  
横山 和彦
  - 3 主たる営業所の所在地  
魚沼市和長島671番地1
  - 4 許可番号 新潟県知事許可(般特-24)第7589号
-



- 5 処分の内容 管工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し
  - 6 処分の原因となった事実  
平成29年4月10日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
- 

- 1 処分をした年月日 平成29年4月10日
  - 2 被処分者の商号、代表者の氏名  
豊栄ガス水道株式会社  
小谷 雅生
  - 3 主たる営業所の所在地  
新潟市北区白新町3丁目3番18号
  - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-28)第3554号
  - 5 処分の内容 土木工事業、管工事業に係る一般建設業の許可の取消し
  - 6 処分の原因となった事実  
平成29年4月10日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
- 

- 1 処分をした年月日 平成29年4月18日
  - 2 被処分者の商号、代表者の氏名  
もちや建具店  
菊地 貢
  - 3 主たる営業所の所在地  
佐渡市沢根894-1
  - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-27)第41928号
  - 5 処分の内容 建具工事業に係る一般建設業の許可の取消し
  - 6 処分の原因となった事実  
平成29年3月29日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
- 

- 1 処分をした年月日 平成29年4月11日
  - 2 被処分者の商号、代表者の氏名  
株式会社松橋建設  
覺道 進
  - 3 主たる営業所の所在地  
妙高市大字田切402番地
  - 4 許可番号 新潟県知事許可(般特-27)第10991号
  - 5 処分の内容 造園工事業、消防施設工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し
  - 6 処分の原因となった事実  
平成29年4月11日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
- 

- 1 処分をした年月日 平成29年4月13日
  - 2 被処分者の商号、代表者の氏名  
戸田設備  
戸田 進
  - 3 主たる営業所の所在地
-

新潟市南区白根四ツ興野13-11メゾンソレン A201

4 許可番号 新潟県知事許可(般-28)第45092号

5 処分の内容 機械器具設置工事業に係る一般建設業の許可の取消し

6 処分の原因となった事実

平成29年4月13日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

---

1 処分をした年月日 平成29年4月13日

2 被処分者の商号、代表者の氏名

インテリアいしかわ

石川 貢

3 主たる営業所の所在地

新潟市西区大野町2817-1

4 許可番号 新潟県知事許可(般-24)第40829号

5 処分の内容 内装仕上工事業に係る一般建設業の許可の取消し

6 処分の原因となった事実

平成29年4月13日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

---

1 処分をした年月日 平成29年4月14日

2 被処分者の商号、代表者の氏名

新潟リモデリング株式会社

馬場 聡

3 主たる営業所の所在地

新潟市中央区米山1丁目2番地16

4 許可番号 新潟県知事許可(般-27)第17305号

5 処分の内容 建築工事業、大工工事業、内装仕上工事業に係る一般建設業の許可の取消し

6 処分の原因となった事実

平成29年4月14日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

---

1 処分をした年月日 平成29年4月14日

2 被処分者の商号、代表者の氏名

株式会社仲新組

勝又 孝志

3 主たる営業所の所在地

南魚沼市中川新田138番地

4 許可番号 新潟県知事許可(般-28)第8555号

5 処分の内容 造園工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し

6 処分の原因となった事実

平成29年4月14日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

---

1 処分をした年月日 平成29年4月14日

2 被処分者の商号、代表者の氏名

有限会社菊池組

菊池 光浩

3 主たる営業所の所在地

佐渡市両津夷268-7

4 許可番号 新潟県知事許可(般特-28)第11513号

5 処分の内容 管工事業、造園工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し

6 処分の原因となった事実

平成29年4月14日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

---

◎新潟県告示第632号

建設業法(昭和24年法律第100号)第29条第1項の規定により次のとおり許可を取り消した。

平成29年5月12日

新潟県知事 米 山 隆 一

1 処分をした年月日 平成29年4月28日

2 被処分者の商号、代表者の氏名 誠信工業株式会社 代表取締役 丸川 朗広

3 主たる営業所の所在地 新潟県新発田市城北町3-8-2

4 許可番号 新潟県知事(般-27)第44732号

5 処分の内容 とび・土工工事業に係る一般建設業の許可の取消し

6 処分の原因となった事実

誠信工業株式会社の役員が、覚せい剤取締法違反により、新潟地方裁判所新発田支部から懲役1年10月の判決を受け、平成22年3月12日に刑が確定していたにもかかわらず、平成27年4月17日付けの建設業許可申請書に、建設業法第8条各号に規定する欠格要件に該当しない旨を記載した誓約書及び賞罰がない旨を記載した略歴書を添付し、不正の手段により同年5月12日に建設業の許可を受けた。

このことが、建設業法第29条第1項第5号に該当すると認められる。

---

◎新潟県告示第633号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、都市計画の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成29年5月12日

新潟県知事 米 山 隆 一

1 変更に係る都市計画の種類

胎内都市計画用途地域(胎内市決定)

2 縦覧の場所

新潟県土木部都市局都市政策課

---

◎新潟県告示第634号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、都市計画の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成29年5月12日

新潟県知事 米 山 隆 一

1 変更に係る都市計画の種類及び名称

種類 糸魚川都市計画ごみ焼却場(糸魚川市決定)

名称 1号 糸魚川市清掃センターごみ処理施設

2 縦覧の場所

新潟県土木部都市局都市政策課

---

◎新潟県告示第635号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、都市計画の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成29年5月12日

新潟県知事 米 山 隆 一

- 1 変更に係わる都市計画の種類及び名称  
種類 糸魚川都市計画汚物処理場（糸魚川市決定）  
名称 1号 糸魚川市清掃センターし尿処理施設
- 2 縦覧の場所  
新潟県土木部都市局都市政策課

公 告

**予算の公表について（公告）**

平成29年 3月31日専決処分をした平成28年度新潟県一般会計補正予算、災害救助事業特別会計補正予算の要領は、次のとおりである。

平成29年 5月12日

新潟県知事 米 山 隆 一

## 平成28年度新潟県一般会計補正予算

平成28年度新潟県一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ57,267,328千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,226,563,618千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正				
1 歳 入				
款	項	補正前の額	補正額	計
第1款 県 税		千円 267,457,000	千円 2,549,000	千円 270,006,000
	第1項 県 民 税	78,594,000	38,000	78,632,000
	第2項 事 業 税	60,269,000	1,057,000	61,326,000
	第3項 地方消費税	60,473,000	1,303,000	61,776,000
	第4項 不動産取得税	4,968,000	△ 61,000	4,907,000
	第5項 県たばこ税	2,560,000	△ 18,000	2,542,000
	第6項 ゴルフ場利用税	568,000	10,000	578,000
	第7項 自動車取得税	2,512,000	265,000	2,777,000
	第8項 軽油引取税	22,462,000	△ 55,000	22,407,000
	第9項 自動車税	31,645,000	9,000	31,654,000
	第13項 産業廃棄物税	133,000	1,000	134,000
第2款 地方消費税清算金		78,330,000	5,773	78,335,773
	第1項 地方消費税清算金	78,330,000	5,773	78,335,773

第 3 款 地方譲与税						
第 1 項 地方法人特別譲与税	37,050,000	△	74,966	36,975,034		
第 2 項 地方揮発油譲与税	32,386,000		3,070	32,389,070		
第 3 項 石油ガス譲与税	4,397,000	△	80,303	4,316,697		
第 4 項 航空機燃料譲与税	265,000		1,341	266,341		
	2,000		926	2,926		
第 5 款 地方交付税	267,944,244		495,600	268,439,844		
	267,944,244		495,600	268,439,844		
第 6 款 交通安全対策特別交付金	494,000	△	1,118	492,882		
第 1 項 交通安全対策特別交付金	494,000	△	1,118	492,882		
第 7 款 分担金及び負担金	7,547,368	△	56,131	7,491,237		
第 2 項 負担金	5,262,055	△	56,131	5,205,924		
第 8 款 使用料及び手数料	15,608,774	△	8,400	15,600,374		
第 1 項 使用料	11,890,085	△	9,334	11,880,751		
第 2 項 手数料	3,718,689		934	3,719,623		
第 9 款 国庫支出金	160,784,965	△	9,083,196	151,701,769		
第 1 項 国庫負担金	39,211,049	△	214,178	38,996,871		

	第2項 国庫補助金	118,916,122	△	8,868,257	110,047,865
	第3項 委託金	2,657,794	△	761	2,657,033
第10款 財産収入					
	第1項 財産運用収入	4,144,996	△	208,043	3,936,953
	第2項 財産売却収入	622,484	△	1,249	621,235
		3,522,512	△	206,794	3,315,718
第11款 寄附金					
	第1項 寄附金	337,036		204	337,240
		337,036		204	337,240
第12款 繰入金					
	第1項 基金繰入金	23,175,492	△	5,020,042	18,155,450
		21,824,026	△	5,020,042	16,803,984
第13款 諸収入					
	第1項 延滞金加算金及び過料等	110,752,772	△	37,703,009	73,049,763
	第2項 利子収入	239,357		21,000	260,357
		9,294		1	9,295
	第4項 貸付金収入	78,714,135	△	37,692,434	41,021,701
	第6項 収益事業収入	3,661,191	△	76,681	3,584,510
	第8項 雑収入	7,279,864		45,105	7,324,969
第14款 県債		305,390,000	△	8,163,000	297,227,000



	第1項 県債	305,890,000	△	8,163,000	297,227,000
歳	入 合 計	1,283,830,946	△	57,267,328	1,226,563,618

2 歳 出		項	補正前の額	補正額	計
款	項	千円	千円	千円	千円
第2款 総務費		42,785,037	△ 1,259,304	41,525,733	
	第1項 政策費	4,257,374	△ 54,596	4,202,778	
	第2項 総務管理費	27,227,301	△ 1,194,475	26,032,826	
	第4項 徴税費	7,176,237	△ 9,653	7,166,584	
	第7項 人事委員会費	151,080	△ 580	150,500	
第3款 県民生活・環境費		7,638,754	△ 62,193	7,576,561	
	第2項 防災費	3,442,397	△ 62,193	3,380,204	
第4款 福祉保健費		165,034,702	△ 940,597	164,094,105	
	第1項 福祉保健費	27,320,149	△ 20,884	27,299,265	
	第5項 高齢福祉保健費	38,237,686	△ 486,453	37,751,233	
	第6項 健康対策費	6,015,208	△ 265,038	5,750,170	
	第7項 生活衛生費	3,063,261	△ 27,192	3,036,069	
	第8項 障害福祉費	19,627,193	△ 116,056	19,511,137	
	第9項 児童家庭費	3,123,470	△ 24,974	3,098,496	

第6款 産業費		90,042,407	△	38,997,639	51,044,768
第1項 産業政策費		75,993,107	△	38,994,809	36,998,298
第3項 商業・地場産業振興費		266,798	△	2,830	263,968
第7款 農林水産業費		97,831,482	△	1,610,594	96,220,888
第2項 地域農政推進費		7,886,966	△	108,942	7,778,024
第6項 畜産業費		1,492,363	△	47,377	1,444,986
第8項 林業費		14,551,300	△	1,099,700	13,451,600
第10項 農地基盤整備費		53,911,097	△	354,576	53,556,522
第8款 土木費		166,327,525	△	7,091,663	149,235,862
第1項 土木管理費		11,246,237	△	55,000	11,191,237
第2項 道路橋りょう費		64,066,045	△	55,156	64,010,889
第3項 河川海岸費		30,422,715	△	234,940	30,187,775
第4項 砂防費		17,778,559	△	6,007,909	11,770,650
第5項 都市計画費		6,307,423	△	20,090	6,287,333
第9項 港湾費		8,282,790	△	589,765	7,693,025
第10項 空港費		1,000,507	△	128,803	871,704
第9款 警察費		51,231,108	△	98,243	51,132,865

	第 1 項 警察管理費	47,655,881	△	45,422	47,610,459
	第 2 項 警察行政費	3,575,227	△	52,821	3,522,406
第 1 0 款 教 育 費					
	第 1 項 教育総務費	218,238,800	△	685,932	217,552,868
	第 2 項 小中学校費	9,489,756	△	3,039	9,486,717
	第 3 項 高等学校費	125,213,056	△	392,009	124,821,047
	第 4 項 特別支援学校費	50,073,368	△	204,739	49,868,629
	第 8 項 私学教育振興費	18,110,475	△	86,133	18,024,342
		9,789,549	△	12	9,789,537
第 1 1 款 災 害 復 旧 費					
	第 1 項 農林水産施設災害復旧費	8,077,287	△	6,126,291	1,950,996
	第 2 項 土木施設災害復旧費	1,995,198	△	1,580,890	414,308
		6,082,089	△	4,545,401	1,536,688
第 1 2 款 県 債 費					
	第 1 項 県 債 費	313,649,418	△	14,655	313,634,763
		313,649,418	△	14,655	313,634,763
第 1 3 款 請 支 出 金					
	第 2 項 雑 支 出	129,050,363	△	160,217	128,890,146
	第 3 項 地方消費税清算金	4,011,000	△	160,173	3,850,827
		59,523,588	△	29	59,523,559

	第7項 地方消費税交付金	39,699,460	△	10	39,699,450
	第9項 自動車取得税交付金	1,846,304	△	5	1,846,299
第14款 予備費		300,000	△	220,000	80,000
	第1項 予備費	300,000	△	220,000	80,000
歳 出	合 計	1,283,830,946	△	57,267,328	1,226,563,618

起債の目的		補		正		前		正		補		後	
		限度額	千円	起債の方法	利率	償還の方法	利率	償還の方法	限度額	千円	起債の方法	利率	償還の方法
河川事業費	13,062,000									12,975,000			
海岸事業費	714,000									705,000			
砂防事業費	7,815,000									6,001,000			
公園事業費	807,000									792,000			
港湾事業費	4,347,000									3,820,000			
空港事業費	447,000									366,000			
水産事業費	141,000									140,000			
漁港事業費	329,000									327,000			
林道事業費	410,000									408,000			
治山事業費	3,103,000									2,433,000			
農地事業費	12,121,000									11,710,000			

借入れの年から据置期間を含み30年以内に元利均等若しくは元金均等若しくは元金不均等の方法により毎年度1期若しくは2期に償還し、又は一括払いの方法により満期に償還する。ただし、財政の都合により据置期間中であつても繰上償還し、償還年限を短縮し、又は低利債に借り換えることができる。

年9パーセント以内

普通貸借又は債券発行(他の地方公共団体との共同発行を含む。なお、発行価格が額面金額を下回るときは、それぞれ発行価格差減額を埋めるために必要な金額を限度額に加算した金額を限度額とする。)

補正前に同じ

災害復旧事業費	2,570,000				966,000
学校教育施設等整備事業費	2,966,000				2,931,000
生涯学習施設等整備事業費	461,000				459,000
社会福祉施設整備事業費	654,000				651,000
施設整備事業費 (一般財源化分)	445,000				420,000
地域活性化事業費	1,301,000				1,277,000
防災対策事業費	1,873,000				1,858,000
地方道路等整備事業費	16,758,000				16,750,000
合併特例事業費	3,133,000				3,128,000
原子力発電施設等立地 地域振興特別事業費	842,000				837,000
河川等整備事業費	1,074,000				1,059,000
臨時高等学校改築等事業費	1,015,000				779,000
地域総合整備資金 貸付事業費	2,715,000				2,352,000
警察施設整備事業費	1,163,000				1,152,000

交通安全施設整備事業費	513,000				462,000			
本庁舎改修事業費	911,000				908,000			
県民会館改修事業費	25,000				21,000			
地域機関改修事業費	7,830,000				7,107,000			
地域プロジェクト事業費	104,000				120,000			
国立・国定公園施設整備事業費	14,000				15,000			
魚沼基幹病院出資事業費	45,000				44,000			
集落雪崩対策事業費	7,000				6,000			
北越急行株式会社補助事業費	23,000				22,000			
公共施設等除却費	252,000				241,000			
行政改革推進債	7,845,000				8,032,000			
退職手当債	5,189,000				4,769,000			
減収補てん債	8,992,000				7,810,000			
合計	305,390,000				297,227,000			



## 平成28年度新潟県災害救助事業特別会計補正予算

平成28年度新潟県災害救助事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ140,347千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,319,485千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正				
1 歳 入				
款	項	補正前の額	補正額	計
第1款 災害救助事業収入		1,459,832	140,347	1,319,485
	第1項 国庫支出金		千円	千円
	第3項 寄附金	49,234	49,234	
	第4項 繰入金	1,800	450	2,250
	第6項 県債	622,338	81,046	541,292
	第7項 分担金及び負担金	31,733	9,733	22,000
		555,528	784	554,744
歳 入	合 計	1,459,832	140,347	1,319,485

2 歳 出		項	補正前の額	補正額	計
第1款 災害救助事業費			千円 1,455,332	千円 △ 135,847	千円 1,319,485
		第1項 災害救助費	935,785	△ 116,994	818,791
		第2項 基金積立金	160,297	△ 18,853	141,444
第2款 予備費			4,500	△ 4,500	
		第1項 予備費	4,500	△ 4,500	
歳	出	合 計	1,459,832	△ 140,347	1,319,485

第2表 地方債補正 1 変更									
起債の目的	補			正			後		
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	
災害援護事業資金費 貸付	千円 9,733	普通貸借	無利子	災害甲慰金の支給等に関する法律(昭和48年法律第82号)第14条第2項の規定による。	千円				

## 登録販売者試験の実施について(公告)

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)第36条の8第1項の規定により、登録販売者試験を次のとおり実施する。

平成29年5月12日

新潟県知事 米 山 隆 一

## 1 試験日時

平成29年9月7日(木)

午前10時00分から午後3時30分まで

## 2 試験会場

新潟市西区五十嵐2の町8050番地

新潟大学 五十嵐キャンパス

## 3 試験方法、試験科目及び問題数

試験の方法は筆記試験とし、試験科目及び問題数は次のとおりとする。

試験科目	問題数
医薬品に共通する特性と基本的な知識	20問
人体の働きと医薬品	20問
主な医薬品とその作用	40問
薬事に関する法規と制度	20問
医薬品の適正使用と安全対策	20問

## 4 受験資格

年齢、学歴、経験等は問わない。

## 5 受験手続

## (1) 提出書類

ア 受験願書

イ 受験願書データ

ウ 写真

出願前6か月以内に撮影した無帽、上半身、正面向きのパスポートサイズ(4.5cm×3.5cm)のものを写真用台帳に貼り、必要事項を記入する。

エ 受験票

記入上の注意に従い、必要事項を記入する。

## (2) 受験手数料

15,000円を新潟県収入証紙により納付する(新潟県収入証紙は受験願書に貼り、消印はしないこと。)

## (3) 受験願書の受付期間

平成29年5月29日(月)から6月23日(金)まで(日曜日及び土曜日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、郵送による場合は書留とし、6月23日(金)の消印まで有効とする。

## (4) 受験願書の受付場所

新潟県福祉保健部医務薬事課、各地域振興局健康福祉(環境)部及び新潟市保健所

## 6 受験票の送付

受験願書を受理した後、後日、受験票(はがき)を受験者宛に送付する。

## 7 合格発表及び合格通知書の交付

## (1) 合格発表

平成29年10月6日(金)午前9時に新潟県庁1階広報展示室前掲示板、各地域振興局健康福祉(環境)部、新潟市保健所及び県のホームページ(<http://www.pref.niigata.lg.jp/>)において合格者の受験番号を発表する。

## (2) 合格通知書の交付

合格通知書は、平成29年10月6日(金)に合格者全員へ郵送する。

## 8 試験結果の開示

受験者本人から試験結果について口頭による開示(簡易開示)請求があった場合、次により開示する。

## (1) 開示する項目

科目別得点及び総合得点

## (2) 開示請求の受付期間

平成29年10月6日(金)から11月6日(月)まで(日曜日、土曜日及び祝日を除く。)

## (3) 開示請求の場所

受験願書を提出した場所又は新潟県福祉保健部医務薬事課

## 9 その他

(1) 受験願書等の用紙は、平成29年5月22日(月)から新潟県福祉保健部医務薬事課、各地域振興局健康福祉(環境)部及び新潟市保健所で交付する。郵送による交付を希望する場合は、切手を貼付した返信用封筒を同封の上、6月16日(金)必着で請求すること。

(2) 一旦納付された手数料は、返還しない。

(3) 試験当日、受験者は試験会場の構内には駐車できない。公共交通機関等を利用すること。

(4) 試験についての問合せは、新潟県福祉保健部医務薬事課、各地域振興局健康福祉(環境)部及び新潟市保健所にすること。

---

**大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見について(公告)**

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第8条第1項及び第2項の規定による市町村等の意見の概要を次のとおり公表する。

平成29年5月12日

新潟県知事 米山 隆一

## 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者

名称 SUPER CENTER PLANT-4 聖籠店

所在地 北蒲原郡聖籠町大字蓮野708番地

設置者 株式会社PLANT ほか1者

## 2 届出の概要及び公告日

概要 大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による変更(大規模小売店舗の代表者及び小売業を行う者並びに代表者の変更)に関する届出

公告日 平成28年12月13日

## 3 意見の概要

(1) 聖籠町からの意見の概要

意見なし

(2) 居住者等の意見の概要

意見書の提出はなかった。

## 4 縦覧場所

新潟県産業労働観光部商業・地場産業振興課

## 5 縦覧期間

平成29年5月12日から平成29年6月12日まで

---

**一般競争入札の実施について(公告)**

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、新潟県警察車両捜査支援システム通信回線利用契約について、次のとおり一般競争入札を行う。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)の適用を受けるものである。

平成29年5月12日

新潟県知事 米山 隆一

## 1 入札に付する事項

(1) 調達案件の名称

新潟県警察車両捜査支援システム通信回線利用契約

(2) 調達案件の仕様、納入期限、納入場所等

入札説明書及び仕様書による。

2 入札に関する必要事項を示す(入札説明書の配布を含む。)期間、場所及び問合せ先

(1) 期間

本公告の日から平成29年6月16日(金)まで(新潟県の休日を定める条例(平成元年新潟県条例第5号)

第1条第1項各号に規定する日を除く。)の各日の午前9時から午後5時まで

(2) 場所

新潟県警察本部警務部会計課調度係

なお、郵送による交付を希望する場合の送料は、自己負担とする。

(3) 問合せ先

ア 契約手続に係るもの

郵便番号 950-8553

新潟県新潟市中央区新光町4番地1

新潟県警察本部警務部会計課調度係

電話番号 025-285-0110 内線2235

イ 回線等の仕様に係るもの

郵便番号 950-8553

新潟県新潟市中央区新光町4番地1

新潟県警察本部刑事部刑事総務課企画係

電話番号 025-285-0110 内線4021

3 入札に参加する者に必要な資格

本件入札に参加する者は、一の個人又は法人であって、次に掲げる要件の全てを満たしている者でなければならない。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 指名停止期間中の者でないこと。

(3) 電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第9条の規定による電気通信事業の登録を受けている電気通信事業者であること。

(4) 本調達事業又は同種の調達事業について、過去5年の間に新潟県警察又は他の都道府県警察との間に契約実績があることを証明した者であること。

(5) 新潟県暴力団排除条例(平成23年新潟県条例第23号)第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

(6) 本件入札に係る入札説明書の交付を受けている者であること。

(7) 4に定めるところにより、競争入札参加資格確認申請書等を提出し、本件入札に係る参加資格を有することについて新潟県知事から確認を受けている者であること。

4 本件入札に係る参加資格の確認

本件入札に参加することを希望する者は、次に定めるところにより競争入札参加資格確認申請書等を提出し、新潟県知事の確認を受けなければならない。この場合において、次に定めるところに従わなかった者及び本件入札に参加する資格があると認められなかった者は、入札に参加することができない。

(1) 競争入札参加資格確認申請書等の提出

ア 提出期間 平成29年5月12日(金)から平成29年6月16日(金)まで(新潟県の休日を定める条例第1条第1項各号に規定する日を除く。)の各日の午前9時から午後5時まで

イ 提出場所 郵便番号 950-8553

新潟県新潟市中央区新光町4番地1

新潟県警察本部警務部会計課調度係

ウ 提出方法 持参又は郵送とする。ただし、郵送による場合は、アの期間内に必着させるとともに、簡易書留郵便等の配達記録が残る方法を利用するものに限る。

エ 提出書類 入札説明書による。

(2) 参加資格の確認結果の通知

提出書類に基づき審査を行い、入札参加の可否を決定する。

本件入札に係る参加資格の確認結果については、平成29年6月23日(金)午前11時以降に2(3)アへ問い合わせること。

5 入札執行の日時及び場所

(1) 日時 平成29年6月29日(木)午前11時

(2) 場所 新潟県新潟市中央区新光町4番地1 新潟県警察本部1階入札室

6 入札手続

(1) 入札の方法

次のいずれかの方法によること。

- ア 本人（法人にあつては、代表権限を有する者。以下同じ。）又は代理人が入札執行の日時及び場所に入札書を持参すること。ただし、代理人が持参する場合は、委任状を持参すること。
- イ 本人が作成した一の入札書を封書の上、2(3)アに定める問合せ先を宛先とした配達証明付きの書留郵便（封筒を二重とし、外封筒に「入札書在中」と朱書きをし、中封筒に1(1)の調達案件の名称及び5(1)に定める入札執行日時を記載したものに限り。）を平成29年6月28日（水）の午後5時までに新潟県警察本部に配達し、文書收受の手続を受けること。

(2) 入札書の名義人

本人（代理人が入札書を入札執行時に持参する場合は、代理人）に限る。

(3) 入札書の記載方法

- ア 使用する言語及び通貨は、日本語（名義に関する部分を除く。）及び日本国通貨とする。
- イ 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、自己の希望する落札価格の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。その他は、入札説明書による。

(4) 落札者の決定方法

入札に参加した者のうち、予定価格の制限の範囲内で、かつ、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

7 無効入札

入札に参加する者に必要な資格のない者がした入札及び競争入札参加資格確認申請書等に虚偽の記載をし、これを提出した者がした入札並びに入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

8 入札保証金

入札金額を契約期間の月数で除した金額に12を乗じて得た金額に100分の8に相当する金額を加算した金額の100分の5に相当する金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げた金額）以上の金額とする。ただし、新潟県財務規則（昭和57年新潟県規則第10号。以下「財務規則」という。）第43条第1号に該当する場合は、免除する。

なお、複数の方法による保証は認めない。

9 契約保証金

入札金額を契約期間の月数で除した金額に12を乗じて得た金額に100分の8に相当する金額を加算した金額の100分の10に相当する金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げた金額）以上の金額とする。ただし、財務規則第44条第1号に該当する場合は、免除する。

なお、複数の方法による保証は認めない。

10 その他

(1) 誓約書の提出

暴力団等の排除に関する誓約書については入札説明書による。

(2) 不当介入に対する通報報告

契約の履行に当たり暴力団関係者から不当介入を受けた場合、警察及び発注者へ通報報告を行うこと。

(3) 競争入札参加資格確認申請書等の取扱い

- ア 競争入札参加資格確認申請書等の作成に要する費用は、申請者の負担とする。
- イ 提出された競争入札参加資格確認申請書等は、申請者に無断で使用しない。
- ウ 提出された競争入札参加資格確認申請書等は、返還しない。

(4) その他

- ア 契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語（契約当事者に関する記載部分を除く。）及び日本国通貨とする。
- イ この公告に定めるもののほか、本件の入札及び回線利用契約の内容に関しては、財務規則その他新潟県知事の定める規則及び日本国の関係法令の定めるところによる。

11 Summary

(1) Nature and quantity of the products or services to be procured:

Utilization Contract for a communication line for Vehicle Investigation Support System of Niigata Prefectural Police

(2) Date, time and place of tendering:



Date: Thursday, June 29, 2017  
Time: 11:00 a.m.  
Place: Contract Bidding Room  
Niigata Prefectural Police Headquarters Building  
4-1, Shinko-cho, Chuo-ku, Niigata-shi,  
Niigata-ken, JAPAN

- (3) For more information, contact:  
Accounting Division, Police Administration Department  
Niigata Prefectural Police Headquarters  
4-1, Shinko-cho, Chuo-ku, Niigata-shi  
Niigata-ken, JAPAN 950-8553  
Tel 025-285-0110 EXT. 2235

## 病院局公告

### 一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、新潟県立新発田病院・新潟県立リウマチセンター滅菌消毒業務及び物流管理業務委託について、次のとおり一般競争入札を行う。

平成29年5月12日

新潟県立新発田病院長 塚田 芳久

#### 1 入札に付する事項

- (1) 購入等件名及び数量  
新潟県立新発田病院・新潟県立リウマチセンター滅菌消毒業務及び物流管理業務委託 一式
- (2) 調達案件の仕様等  
入札説明書による。
- (3) 履行期間  
平成29年7月1日から平成32年9月30日まで
- (4) 履行場所  
新潟県立新発田病院及び新潟県立リウマチセンター
- (5) 入札方法  
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

#### 2 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 指名停止期間中の者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続開始の申立がなされている者でないこと。
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立がなされている者でないこと。
- (5) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。
- (6) 新潟県暴力団排除条例（平成23年新潟県条例第23号）第6条の規定に基づき暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
- (7) 平成25年1月1日以降、500床以上の病床数を有する病院において当該業務を12ヶ月以上継続して行った実績を有することを証明した者であること。

#### 3 入札説明書の交付場所等

- (1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先  
郵便番号 957-8588  
新潟県新発田市本町1丁目2番8号  
新潟県立新発田病院経営課経営係  
電話番号 0254-22-3121 内線2517

- (2) 入札説明書の交付方法  
本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。
- 4 入札、開札の日時及び場所  
平成29年5月31日(水)午前11時00分  
新潟県立新発田病院 5階 大会議室
- 5 本件入札に係る参加申請書の提出
- (1) 入札希望者は平成29年5月25日午後3時00分までに、入札説明書に定める入札参加確認申請書を持参又は郵送しなければならない。ただし、郵送の場合は平成29年5月25日に必着させるとともに、簡易書留郵便を利用すること。
- (2) 入札参加確認申請書の提出場所は3(1)とする。
- (3) 入札参加確認申請書の様式は入札説明書による。
- 6 その他
- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金  
入札時に入札金額に消費税及び地方消費税を加算した額の100分の5に相当する金額以上の金額を納付すること。ただし、新潟県病院局財務規程(昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。)第196条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。
- (3) 契約保証金  
契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、規程第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。
- (4) 入札者に要求される事項  
この一般競争入札に参加を希望する者は、前記3で交付する入札説明書に基づき提出書類を作成し、提出しなければならない。  
なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
- (5) 入札の無効  
前記2に示した入札参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
- (6) 契約書作成の要否  
要
- (7) 落札者の決定方法  
本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (8) 契約の停止等  
当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。
- (9) その他  
ア 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないときは、契約を締結しない場合がある。)  
イ 詳細は入札説明書による。

---

#### 一般競争入札の実施について(公告)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、新潟県立吉田病院の中央材料室業務委託について、次のとおり一般競争入札を行う。

平成29年5月12日

新潟県立吉田病院長 須田 武保

- 1 入札に付する事項
- (1) 購入等件名及び数量  
新潟県立吉田病院中央材料室業務委託
- (2) 調達案件の仕様等  
入札説明書による。
- (3) 履行期間
-

平成29年7月1日から平成32年6月30日まで

(4) 納入場所

新潟県立吉田病院 中央材料室

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 指名停止期間中の者でないこと。

(3) 会社更生法(平成14年法律第154号)による更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(4) 民事再生法(平成11年法律第225号)による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(5) 199床以上の病床数を有する病院の中央滅菌消毒業務及び物品管理業務を、平成26年1月1日以降12か月以上継続して行った実績を有することを証明した者であること。

(6) 医療関連サービスマーク制度による院内滅菌消毒業務の認定を受けている者であること。

(7) 医療関連サービスマーク制度による院外滅菌消毒業務の認定を受けている者であること。

(8) 入札説明書6に定める入札参加申請書を提出した者であること。

(9) 新潟県暴力団排除条例(平成23年新潟県条例第23号)第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

3 入札説明書の交付場所等

(1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 959-0242

新潟県燕市吉田大保町32番14号

新潟県立吉田病院 経営課

電話番号 0256-92-5111 内線413

(2) 入札説明書の交付方法

本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

入札説明書等は、上記の場所で交付するほか、新潟県ホームページで公開する。

4 入札、開札の日時及び場所

平成29年6月12日(月)午前11時00分

新潟県立吉田病院 講堂

5 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

入札時に、入札に参加しようとする者の見積もる契約金額を契約期間の月数で除して得た金額に12を乗じた金額の100分の5に相当する金額以上の額を納付すること。ただし、新潟県病院局財務規程(昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。)第196条第3項第1号に該当する場合は、免除する。

(3) 契約保証金

契約保証金は、契約金額を契約期間の月数で除して得た金額に12を乗じて得た金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、規程第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

(4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、上記2(8)に規定する入札参加申請書を6月2日(金)までに提出し、契約担当者の確認を受けなければならない。

(5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。

(6) 契約書作成の要否

要

(7) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

## (8) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

## (9) その他

ア 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないときは、契約を締結しない場合がある。)

イ 詳細は入札説明書による。

## 選挙管理委員会告示

## ◎新潟県選挙管理委員会告示第23号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第12条第1項の規定による政治団体の収支報告書について、訂正の報告があったので、平成28年11月25日付け新潟県選挙管理委員会告示第124号の一部を次のとおり改める。

平成29年5月12日

新潟県選挙管理委員会

委員長 長津 光三郎

訂正報告年月日 平成29年4月17日

政治団体の名称 自由民主党新潟県新潟市秋葉区第一支部

(報告年月日平成28年3月31日) 中

項 目	訂 正 後	訂 正 前
1 収入総額	435,962	210,394
本年收入額	269,568	44,000
3 本年收入の内訳		
寄附	225,568	
個人分	18,000	
団体分	207,568	
5 寄附の内訳		
〔個人分〕		
年間5万円以下のもの	18,000	
〔団体分〕		
星野電気(株)	60,000	
年間5万円以下のもの	147,568	

## 人事委員会公告

## 平成29年度新潟県職員採用試験(大学卒業程度)の実施について(公告)

次のとおり新潟県職員採用試験(大学卒業程度)を行う。

平成29年5月12日

新潟県人事委員会

委員長 鶴 巻 克 恕

## 1 試験職種及び採用予定人員等

試験職種	採用予定人員	職務内容
一般行政A 一般行政B ※	計48人程度	知事部局、病院局、企業局、教育委員会等の本庁又は地域機関等で、各種施策の企画立案、予算・経理・庶務、地域振興、県税の賦課徴収、許認可等の様々な行政事務に従事します。

警察行政	7人程度	警察本部又は警察署で、警察組織運営等に関する企画立案、会計・庶務、予算執行等の警察事務に従事します。
福祉行政	13人程度	知事部局又は病院局の本庁又は地域機関等で、子どもや障害児・者等の相談支援や直接支援、福祉施策の企画立案等の業務に従事します。
総合土木	29人程度	知事部局又は企業局の本庁又は地域機関等で、公共土木施設や農業生産基盤等の整備・維持管理、企画立案等の業務に従事します。
林業	5人程度	知事部局の本庁又は地域機関で、森林・林業施策の企画立案や担い手の育成指導、森林の保全等の業務に従事します。
農業	8人程度	知事部局の本庁又は地域機関で、農業施策の企画立案や普及指導、試験研究等の業務に従事します。
水産	1人程度	知事部局の本庁又は地域機関で、資源の管理や漁船・漁場の許認可等の水産行政や試験研究等の業務に従事します。
建築	3人程度	知事部局の本庁若しくは地域機関又は教育委員会で、公共建物の設計・工事監理や住環境の整備等の業務に従事します。
機械	1人程度	知事部局の本庁又は地域機関で、県有施設の機械設備工事の計画・設計・施工監理等の業務に従事します。
環境	5人程度	知事部局の本庁又は地域機関で、環境施策の企画立案や環境監視、理化学検査・研究、放射線監視等の業務に従事します。
電気	3人程度	知事部局又は企業局の本庁又は地域機関等で、公営企業・情報通信施策の企画立案や発電所・工業用水道・排水機場等の維持管理の業務に従事します。
保健師	2人程度	知事部局の本庁若しくは地域機関、教育委員会又は警察本部で、保健行政や保健施策の企画立案等の業務に従事します。
薬剤師(行政)	3人程度	知事部局の本庁又は地域機関で、薬事行政や生活衛生行政、試験研究等の業務に従事します。

※ 一般行政には次の2つの区分がある。

A 新潟県全域での勤務を希望する者

B 主に下記の地域での勤務を希望する者

○ 魚沼、南魚沼及び十日町地域振興局管内

なお、B区分で受験した合格者をA区分として採用する場合がある。

2 受験資格

(1) 次のいずれかに該当する人

ア 昭和62年4月2日から平成8年4月1日までに生まれた人

イ 平成8年4月2日以降に生まれた人で、学校教育法による大学(短期大学を除く。)を卒業した人又は平成30年3月31日までに卒業する見込みの人(新潟県人事委員会がこれらと同等と認める人を含む。)

(2) 次の試験職種については、それぞれの資格要件がある。

試験職種	資格要件
福祉行政	次の各号のいずれかに該当する人 (1) 社会福祉法第19条に定める社会福祉主事の任用資格を有する人又は平成30年3月31日までに資格取得見込みの人 (2) 学校教育法による大学(短期大学を除く。)において、心理学を専修する学科(これに相当する課程を含む。)を履修して卒業した人又は平成30年3月31日までに卒業見込みの人(教養課程のみの心理学履修者は除く。)
保健師	保健師の免許取得者又は平成30年に行われる保健師国家試験により免許取得見込みの人
薬剤師(行政)	薬剤師の免許取得者又は平成30年に行われる薬剤師国家試験により免許取得見込みの人

(3) 次のいずれかに該当する人は受験できない。

ア 日本の国籍を有しない人(ただし、保健師は日本の国籍を有しない人も受験可能)

イ 成年被後見人又は被保佐人(準禁治産者を含む。)

ウ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人

エ 新潟県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人

オ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

### 3 第1次試験

#### (1) 方法

教養試験を大学卒業程度で、公務員として必要な一般的な知識及び知能について筆記試験（択一式）により行うとともに、専門試験を大学卒業程度で、専門的知識及び能力について筆記試験（択一式）により行う。

#### (2) 試験日及び試験場

試験日	受付時間	試験場
平成29年6月25日（日）	午前9時から午前9時30分	新潟会場 新潟大学五十嵐キャンパス総合教育研究棟 (新潟市西区五十嵐2の町8050番地)
		東京会場 明治大学和泉キャンパスメディア棟 (東京都杉並区永福1丁目9番1号)

#### (3) 発表

平成29年7月5日（水）午後1時（予定）に県庁1階の広報展示室前の掲示板及び新潟県職員採用案内ホームページ（<http://www.pref.niigata.lg.jp/jinjii/saiyou2.html>）に合格者の受験番号を掲示するほか、合格者に通知する。

### 4 第2次試験

#### (1) 方法

論文試験、面接試験（集団討論面接及び個別面接）及び適性検査を行う。

#### (2) 試験日及び試験場

種目	試験日	試験場
論文試験 適性検査	7月13日（木）又は7月14日（金）（予定） のうち第1次試験合格通知で指定する日	新潟県庁（予定） (新潟市中央区新光町4番地1)
面接試験	7月21日（金）から8月11日（金）まで（予定） のうち第1次試験合格通知で指定する日	

#### (3) 発表

平成29年8月中旬（予定）に県庁1階の広報展示室前の掲示板及び新潟県職員採用案内ホームページ（<http://www.pref.niigata.lg.jp/jinjii/saiyou2.html>）に合格者の受験番号を掲示するほか、第2次試験受験者に結果を通知する。

#### (4) その他

受験資格の有無及び申込書記載事項の真否について調査する。

### 5 試験の配点及び合格者の決定について

最終合格は、第2次試験の結果に基づき決定し、第1次試験の成績は反映されない。

また、第1次試験、第2次試験にはそれぞれ次のとおり一定の基準があり、ひとつでも基準を満たさない場合、他の種目の成績に関わらず不合格となる。

区分	種目	配点※	基準
第1次試験	教養試験	100点	それぞれ正答率3割5分以上 (基準は目安であり、基準を引き下げる場合がある。)
	専門試験	100点	
第2次試験	面接試験	130点	50点以上
	論文試験	20点	11点以上

※ 教養試験及び専門試験については、粗点（正答数）をそのまま用いるのではなく、当該種目の平均得点及び標準偏差等を用いて以下の方法で算出した標準点を用いており、受験者の点数は概ね0点～100点に分布する。

◎教養試験及び専門試験の標準点の算出方法

$$\text{標準点} = 15 \times (A - B) \div C + 50$$

A：ある受験者の粗点（正答数）

B：当該種目の平均得点

C：当該種目の標準偏差

6 合格から採用まで

- (1) 最終合格者は採用候補者名簿に登載され、各任命権者からの請求に応じて推薦され、各職種の欠員の状況により採用が決定される。ただし、欠員のない場合は採用されないこともある。
- (2) 前記受験資格の資格又は免許の取得見込みを要件として受験した人については、所定の時期までに資格又は免許を取得できなかった場合は採用されない。
- (3) 採用は原則として平成30年4月1日であるが、欠員の状況により年間を通じ順次行うこともある。
- (4) 採用候補者名簿の有効期間は、名簿確定後、原則として1年間である。

7 給与

平成29年度新規学校卒業者の初任給は、行政職給料表の適用を受ける職員で例示すれば、186,832円（地域手当を含む。）であった。

なお、このほか期末手当、勤勉手当及び状況により扶養手当、通勤手当、住居手当等が支給される。

8 受験手続

(1) 受験申込書の配布等

受験申込書は、人事委員会事務局、地域振興局等で配布するほか、新潟県職員採用案内ホームページ (<http://www.pref.niigata.lg.jp/jinjii/saiyou2.html>) からダウンロードすることができる。

受験申込書を郵便で請求する場合は、封筒の表に「大卒程度試験請求」と朱書きし、140円切手を貼った宛先明記の返信用封筒（角形2号）を同封の上、郵便番号950-8570 新潟県庁内新潟県人事委員会事務局に請求すること。

(2) 申込みの方法

以下のいずれかの方法によること。

ア 新潟県職員採用案内ホームページ (<http://www.pref.niigata.lg.jp/jinjii/saiyou2.html>) から電子申請を行う。（申請に当たっては、新潟県職員採用案内ホームページに掲載してある「電子申請受験申込者ガイド」に従うこと。なお、予期せぬ機器停止や通信障害などによる事故が発生した場合の責任は負いかねる。）

イ 受験申込書に所要事項を記入し、新潟市中央区新光町4番地1 新潟県庁内新潟県人事委員会事務局に直接持参するか、郵送すること。（郵送する場合は、封筒の表に「大卒程度試験受験」と朱書きし、必ず簡易書留等確実な方法をとること。なお、普通郵便による郵送で事故が発生した場合の責任は負いかねる。）

(3) 受付期間

- ・電子申請、郵送、持参いずれも平成29年5月12日（金）から6月1日（木）まで受け付ける。
- ・電子申請の場合、6月1日午後5時15分までに正常に到達したものを受け付ける。
- ・郵送の場合、6月1日までの消印のあるものに限り受け付ける。
- ・持参の場合、午前8時30分から午後5時15分まで受け付ける。ただし、土曜日及び日曜日については持参の受付を行わない。

正 誤

平成28年11月25日付け新潟県選挙管理委員会告示第124号（政治資金規正法による政治団体の収支報告書の要旨）中

ページ	行	誤	正
232	17		佐渡医師連盟 報告年月日 28.03.16 1 収入総額 861,992 前年繰越額 780,863 本年收入額 81,129 2 支出総額 87,290 3 本年收入の内訳 寄附 81,000 政治団体分 81,000 その他の収入 129

		1 件10万円未満のもの	129	
		4 支出の内訳		
		経常経費	87,290	
		人件費	45,000	
		備品・消耗品費	32,920	
		事務所費	9,370	
		5 寄附の内訳		
		〔政治団体分〕		
		新潟県医師連盟	81,000	新潟市中央区